



学校いじめ防止基本方針

令和7年8月
大阪教育大学附属平野小学校

1. いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であるという認識と、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢を全教職員がもっておく。また、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために、学校として、すべての教育活動において、生命や人権を尊重する精神を貫くことや、教職員自身が児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の成長や発達を支援するという教育観や児童観に基づいて指導を徹底することが重要となる。

そうすることで、自己肯定感や自己有用感を育んでいくことや、児童がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくこと、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していくことにつながり、いじめを未然に防止することになっていく。

本校では、「ひとりで考え ひとと考え 最後までやりぬく子」の教育目標のもと、人権教育計画を策定し、様々な個性の存在を認め合う人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組んでいく。そして、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法）

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

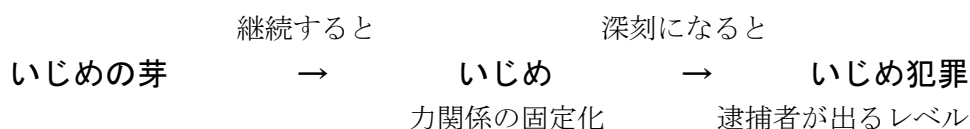
※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

（３）いじめの構造とプロセス

いじめは、被害者と加害者だけで起こる現象ではなく、はやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者もいてエスカレートしたり、「ちょっとしたこと」が知らず知らずのうちに感覚が麻痺したりしてしまう現象である。この被害者、加害者、観衆、傍観者の４つの構造に加え、その生成過程の状況を把握し、分析する必要がある。すなわち、「いじめの芽→いじめ→いじめ犯罪」という、境界に関する理解が当事者間でも異なるプロセスがあることを理解した上で、より早期に対応する必要がある。

【いじめのプロセスモデル】



（大阪教育大学 学校臨床研究会資料）

２．いじめ防止のための本校の基本方針と組織

（１）いじめ防止のための基本方針

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事である。

①いじめをはじめとする人権侵害の未然防止に取り組む。

いじめを含む人権侵害を許さない学校の雰囲気づくりや集団育成と学びを重ねる。

②いじめの早期発見を奨励する。

児童の些細な変化に気付き、教職員同士で報告し合える体制づくりを整える。

③いじめの早期対応と寛解に取り組む。

いじめの段階にまでエスカレートした場合、専門家などの助力を得て、管理職の責任のもとで対応チームが被害の最小限のために対応し、予後のケアにも責任を持つ。

④家庭や関係機関との連携に努める。

日頃から情報発信や啓発を行い、家庭や関係機関との協力体制づくりに努める。

（２）いじめ防止のための組織

特に、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、複数の教職員・心理・福祉等の専門的知識を有する者などによる組織（本校では、「いじめ防止推進委員会」と呼ぶ）を置く。この組織を置くことで、いじめについて、特定の教職員だけで問題を抱え込まずに、学校組織として対応することに

より、複数の目による状況の見立てが可能になることや、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。「いじめ防止推進委員会」は以下の役割を担う。

① 未然防止

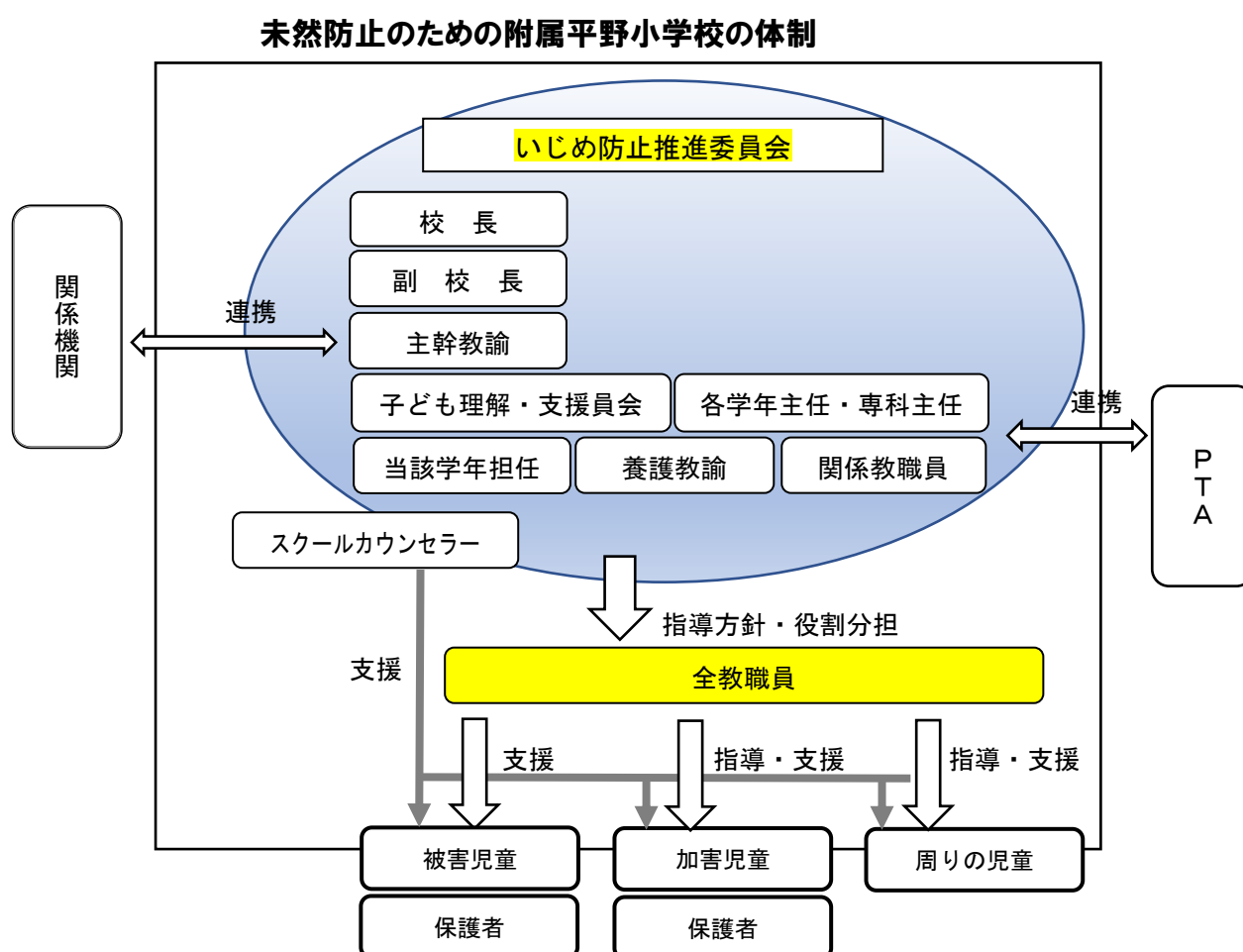
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の取集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を担う役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施などを行う役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割



3. いじめ防止のための本校の取り組み

「1の（1）基本理念」を踏まえて、「いじめの芽はどの学校、どの学級、どの集団にも生じ得る」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」「いじめの芽は、見えていないがおそらく存在している」という事実や認識を踏まえて、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

（1）いじめの未然防止

① 子どもの人権意識の育成

いじめを生み出さないために、児童一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことで、いじめを許さない集団作りを行っていく。

② 道徳教育や人権教育の充実

教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

③ わかりやすい授業づくり

各教科、特別の教科 道徳、特別活動などで、児童一人ひとりが理解できる授業を展開することで、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

④ アンケート等を活用した児童の実態把握

基本的には月1回（学期に1回は必ず）に実施する。学校生活の満足度のアンケート（Q-U、あるいはhyperQ-U）や学校生活のアンケート、学期末ごとに行う生活面や学習面のアンケートをもとに、「心と体の成長」を図るために、児童の実態把握に努める。

⑤ 情報モラル教育の推進

児童がインターネットの正しい理解とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないように系統的に指導する。また、保護者へもインターネットの使い方についての啓発を行う。

⑥ 児童同士のつながりを深める機会

未来探究科などでの学級遊びや異学年での集団活動等で、児童同士のつながりを深める機会を増やす。

⑦ 学級担任や教科担当との連携

気になる事象について情報交換等を欠かさないようにする。また、様々な打ち合わせで情報交換を行い、情報を共有しておく。

(2) いじめの早期発見

① 児童観察の充実と情報の共有化

いじめは他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、他人が気付きにくいことがある。小さな兆候であっても、日々の打ち合わせなどで、教職員間が相互に積極的に情報交換を行い、早い段階からの確に情報をつかむ体制を整える。

② スクールカウンセラーとの連携

週2回来校するスクールカウンセラーと緊密に連携を取り、情報交換を行う。必要に応じて、スクールカウンセラーに会議への参加を要請する。

③ 外部機関との連携

子ども家庭センター等と連携し、情報交換を日頃から行う。

④ 相談窓口の周知

スクールカウンセラーを利用できることを周知したり、誰でも相談できることを周知したりする。また、いじめホットラインなどの電話相談窓口について周知する。

(3) いじめ発見・通報を受けた時の対応

① 全教職員が団結して問題解決に取り組む体制作り

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ・ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は、当該学年の担任や校内の「いじめ防止推進委員会」に直ちに報告し、当該児童に関係する教職員で情報を共有する。
- ・ その後、関係児童から事情を組織的に聴き取り、いじめの有無の確認を行う。
- ・ 事実確認の結果は、校長が大学（附属学校課）に速やかに連絡する。
- ・ 被害・加害児童の保護者に連絡する。

② 被害児童および保護者への支援

- ・ 被害児童から、事実関係の聴取を行う。
「いじめは決して許さない」「あなたを守る」ということをはっきりと伝え、安心感を与えるようにする。児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。
- ・ 事実関係を掌握できた時点で、必ず保護者に事実関係を伝える。
被害児童を間も徹底して守り通すること、秘密をまもることを伝える。
複数の教員の協力のもと、被害児童の安全確保を行う。
- ・ 被害児童を支える体制づくり
被害児童にとって信頼できる人との連携を進める。
安心して学習したり活動に取り組んだりできる環境づくりを行う。
状況に応じて、加害児童の別室対応、出席停止制度の活用などを検討する。
- ・ 心理や福祉等の専門家などの外部専門家への協力依頼
必要に応じて、外部の専門家への協力を依頼して、協力してもらう。

③ 加害児童への指導および保護者への助言（観衆児童を含む場合もある。）

- ・ 加害児童から事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員の連携で、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ・ 聴取後、迅速に保護者に連絡を行う。事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。その際は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、当該児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分留意する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを傍観していた児童に対しても自分の問題（いじめが起こった集団一人ひとりの問題）として、その辛さや悔しさを必ず捉えさせる。また、はやし立てたりおもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けていた（受けている）児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。また、いつ自分がいじめの被害を受けるかもしれないという不安をもっていることも考えられることから、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育成する。
- ・ いじめが認知された際、被害者や加害者だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら、安心して学校生活を過ごせるように努める。

⑤ ネットいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所について、いじめ防止対策委員会では対応を協議し、関係児童のケア等必要な措置を取る。書き込みについては、被害者の意向を尊重しながら、必要に応じて、外部機関と連携して対応する。

（４）いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の２点が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間は、少なくとも３カ月を目安にする。）

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人、およびその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面接等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員は、当該のいじめ被害児童、および加害児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 連携

学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を作る。

- ・ 学校、PTA、地域の関係団体等が協議する機会を設ける。
- ・ 学校評議会との連携・協力体制を作る。
- ・ 家庭訪問や学校通信、学年通信等を通じて、家庭との緊密な連携や協力を図る。

4. 重大事案への対処と校内組織

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条から、次に掲げる場合を重大事態という。重大事態が発生した場合、直ちに大学（附属学校課）に報告する。

① いじめにより、学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- (例)・身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより、学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれに関わらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

(2) 重大事案への対処

学校が調査の主体となった場合は以下の対応にあたる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

組織の構成については、「いじめ防止推進委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な教職員で構成し、必要に応じて専門家を加える。

② 調査組織で、事実官益を明確にするための調査を実施する。

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

たとえ調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であることを認識する。

③ いじめを受けた児童、及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

(適時、適切な方法で、経過報告があることが望ましい。)

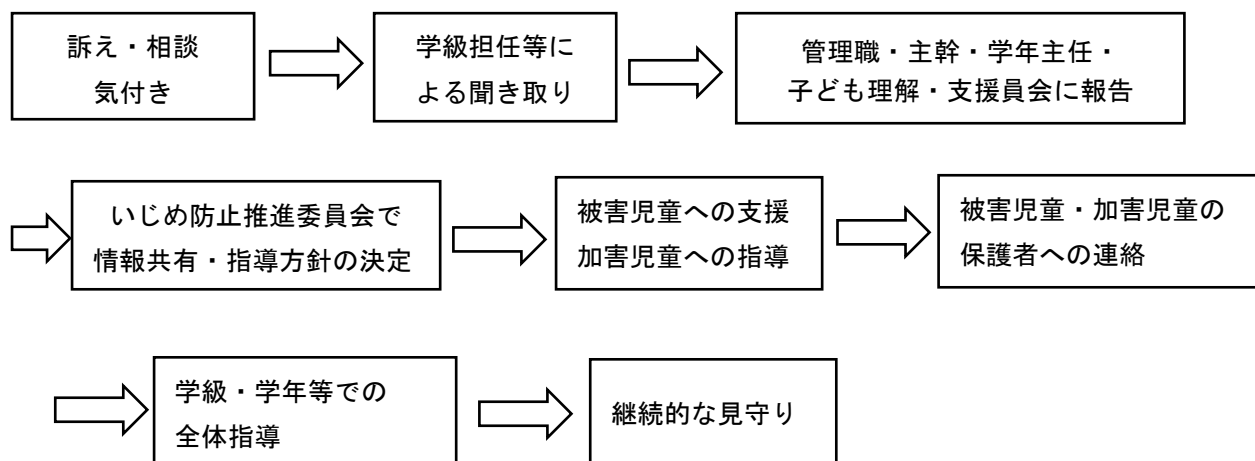
関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。

調査を行う時は、いじめられた児童や保護者に情報を提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置をとる。

④ 調査結果を大学（附属学校課）に報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

（例） いじめ発見の際の流れ



5. 関連資料

◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf

◇ いじめの重大事態の調査に対するガイドライン（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_003.pdf

◇ いじめ防止基本指針（大阪府）

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35655/ijimeboushikihonhousin_1.pdf

◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>

令和7年8月改訂

参考

いじめ防止に向けたチェックシート（大阪府 いじめ対応プログラムより抜粋）

いじめ防止の取り組みのために、子どもたちが出す具体的なサインを敏感に感じ取ることが早期発見につながってくる。いじめの防止は、早期発見にかなり効果的がある。

（１） 一人ひとりの子どものサインに敏感になるために

子どもたちが安心して過ごしたり，信頼関係を築いたりするとともに，具体的な下記のチェックポイント为例に，子どもたちの出すサインに早い段階で気付くことが大切である。

	チェックポイント	備考
1	声をかけるとびくっとする。	
2	イライラして反抗的になったり，攻撃的になったりしている。	
3	声をかけても返事がない。口数が少なくなった。	
4	欠席，遅刻，早退が増えた。	
5	ケガや傷が多くなった。	
6	教職員を避けている。または，職員室や保健室の周りをうろうろする。	
7	紛失物が多くなった。持ち物に落書きがある。	
8	刃物など危険なものを持つ。	

（２） 学級集団からのサインに敏感になるために

下記のチェックポイントに該当する内容があっても，必ずしもいじめの状況があるとは限らないが，これらのポイントに留意しながら学級（学年）経営を行っていく。

	チェックポイント	備考
1	休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある。	
2	学校の行き帰りや休み時間等にいつも一人で過ごしている子がいる。	
3	班活動や集団行動のときなどに一人でいる。	
4	学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する。	
5	昼食時などの子どもたちの会話に，度を過ぎたふざけや，からかうような笑いが頻繁にみられる。	
6	ニックネームやあだ名が偏って使用されている。	
7	子どもどうしの会話で，言葉がきつくなってきている。	
8	持ち物等に流行が見られたり，持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている。	
9	まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気が生まれている。	
10	学校のルール等を守らない雰囲気ができている。	
11	教職員に距離を置く子どもが増えた。	

(3) 家庭でのサインに敏感になるために

ここでは、「① ちょっと気になる段階」と「② 対応が必要だと思われる段階」に分けて記述したが、あくまでもいじめ防止には早期発見が肝要なことには変わりはない。そのため、この分類にとらわれることなく、個々の状況をよく観察したり分析したりして対応することが求められる。

① ちょっと気になる段階

	チェックポイント	備考
1	元気がなく、イライラしている。	
2	朝晩のあいさつや、話をしなくなった。	
3	持ち物をよくなくしてくる。	
4	食欲がなくなっている。	
5	家族に乱暴な態度をとる。	
6	帰ってくると服が汚れている。	
7	お金をねだる。	
8	友達からの電話に対して対応が暗い。	
9	急に成績が下がる。	

② 対応が必要だと思われる段階

	チェックポイント	備考
1	教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。	
2	悪口の書かれた手紙がある。	
3	家のお金がなくなっている。	
4	身体に不自然な傷やあざがある。	
5	友だちからたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。	
6	買った覚えのない物を持っている。	
7	夜、寝られなかったり、夜中にうなされたりする。	
8	友だちが急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた。	
9	学校に行きたがらない。	
10	衣服に破れや、靴のあとがある。	
11	たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。	